

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年4月26日（平成30年（行個）諮問第79号）

答申日：平成30年11月21日（平成30年度（行個）答申第139号）

事件名：平成29年司法試験論文式試験の本人に係る各問別の順位の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成29年12月15日付け法務省人試第273号により、法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成29年10月末に開示請求をすると、まだ記録が請求先に届いていないため、開示できないとの連絡を受けた。その後、問い合わせると、11月になってから請求するよう案内を受けたので、請求すると、文書を廃棄したため保有していないという部分開示の処分を受けた。とすれば、当該請求情報（不開示部分）はそもそも開示できないのと同じである。

前提として、請求（不開示部分）をしたのは、各問別の点数及び順位である。各問別の順位は既に廃棄していないとのことだが、各問別の点数は廃棄したとの記載はない。とすれば、各問別の点数はあるので、その点数にソートをかければ各問別の順位を出すことは可能である。よって、各問別の点数及び順位の開示をしていただきたく、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

（2）意見書

ア 理由説明書第3の2（1）（下記第3の3（2）ア）について

「個別点数」について開示請求を受けていないとのことなので、別

途請求させていただく。

イ 理由説明書第3の2(2)ア(下記第3の3(2)イ(ア))について

現在の制度で、科目別得点及び順位は開示されており、その科目の上位の答案は、どちらの問別答案も高得点であることが予想される。多くの受験指導校や試験雑誌ではその科目の上位の答案が掲載されている。とすれば、問別得点及び問別順位が開示されたとしてもその弊害は大きくない。法曹制度の質的な劣化が、大手予備校での受験指導によるテクニック及び論点主義の偏重等であるかのように述べられているが、大手予備校では、法律の基本から講義を行っており、その認識には誤りがある。

そもそも大手予備校によって法曹養成制度が歪められているというのであれば、大手予備校に出題を対策されないように出題を工夫するなり、場合によっては法曹養成制度自体を見直すべきであり、責めるべき矛先が間違っている。

ウ 理由説明書第3の2(2)イ(ウ)(下記第3の3(2)イ(イ)c)について

今年ないし来年から問別得点及び問別順位を試験結果にて送付することにすれば、開示請求が増えることはあり得ない。また、採点に関する問合せには一切応じられないということをきちんとアナウンスしておけば、問合せが殺到することもない。さらに「個人攻撃の対象となるおそれが極めて高い」というのは言い過ぎであり、可能性があるにすぎない。そもそも自分の採点を誰が行ったか分からないのであるから、そのおそれはほとんどないに等しい。

エ 結論

以上のとおり、反論には理由がなく、本件決定は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 司法試験の制度概要等

(1) 司法試験の目的及び実施機関

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である(司法試験法(昭和24年法律第140号)1条1項)。

司法試験の実施に関する事務は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)8条及び司法試験法12条1項に基づき法務省に置かれた司法試験委員会がつかさどるとされている(同条2項)。

司法試験委員会には、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員(以下「考査委員」とい

う。)が置かれ(同法15条1項),司法試験の合格者は,考査委員の合議による判定に基づき,司法試験委員会が決定するとされている(同法8条)。

司法試験委員会の庶務に関する事務は,法務省大臣官房人事課(以下「事務局」という。)において処理を行っている(司法試験委員会令(平成15年政令第513号)7条,法務省組織令(平成12年政令第248号)16条6号)。

(2) 採点・成績評価・成績通知

ア 司法試験について

司法試験は,短答式及び論文式による筆記の方法により行い,合格者の判定は,短答式による筆記試験で合格に必要な成績を得た者につき,短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験(以下「論文式試験」という。)の成績を総合して行うこととされている(司法試験法2条1項及び2項)。

イ 論文式試験の成績評価について

論文式試験は,公法系科目,民事系科目,刑事系科目及び選択科目(倒産法,租税法,経済法,知的財産法,労働法,環境法,国際関係法(公法系)又は国際関係法(私法系)から一科目を選択)について行われる。

問題数は,公法系科目,刑事系科目及び選択科目については2問,民事系科目については3問が出題され,試験時間は,公法系科目及び刑事系科目が4時間(問題1問につき各2時間),民事系科目が6時間(問題1問につき各2時間),選択科目が3時間である。

配点は,公法系科目及び刑事系科目については,問題1問につき100点配点の計200点満点,民事系科目については,問題1問につき100点配点の計300点満点,選択科目については,2問で計100点満点である。

科目ごとの得点は,その科目内における各問の得点の合計点である(例えば,公法系科目の場合,第1問が憲法分野,第2問が行政法分野から出題されているところ,公法系科目の得点は,これら第1問と第2問の得点の合計点となる。)。

そして,各問の得点は,各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点であり,ここでいう考査委員により採点された得点とは,考査委員により付された得点(素点)を,標準偏差を用いて採点格差調整した点数(調整点)のことである。

なお,いずれかの科目において,各問における各考査委員が付した素点の平均点を合計したものが満点の25パーセント点未満である場合には,それだけで不合格とされている。

ウ 司法試験の成績通知について

成績通知については、短答式による筆記試験で合格に必要な成績を得た受験者に対し、論文式試験の科目ごとの得点、（全科目の）合計得点、合計得点による順位のほか、平成28年司法試験以降、各問別の順位ランクを通知している。

また、論文式試験については、科目ごとに得点別の分布表を公表しているため、受験者は、これを通知された科目別得点と照らし合わせることで、自らの科目別の順位についても知ることができる。

2 本件開示請求（不開示部分）及び開示しないこととした理由について

（1）本件開示請求（不開示部分）に係る保有個人情報について

審査請求人は「平成29年司法試験受験者氏名「特定受験者」（試験地「特定試験地」、受験番号「特定受験番号」）の論文式試験における各問別の順位（以下「問別順位」という。）」の開示を求めている。

（2）開示しないこととした理由

ア 問別順位の作成経緯について

平成29年司法試験論文式試験における問別順位については、平成29年9月11日（司法試験及落判定会議及び司法試験委員会開催日）に、司法試験総合管理システム（司法試験事務を遂行するための情報システム。以下「システム」という。）を用いて作成した。

問別順位は、司法試験受験者に送付する司法試験論文式試験の成績通知書を作成するために使用しており、システムにおいて、司法試験受験者の論文式試験の得点に応じて問別順位が受験者毎に付与されて作成される。

なお、司法試験論文式試験の成績通知書には、受験者の身分事項・科目別得点・問別順位ランク・総合評価得点・総合評価順位・合格に必要な得点が記載されるが、問別順位自体は記載されず、受験者に対しても問別順位そのものを通知することはない。

イ 問別順位の廃棄経緯について

問別順位については、平成29年11月13日、平成30年司法試験実施準備のために行ったシステムの年度を更新する作業（以下「年度更新作業」という。）の実施により、システム内から消去（廃棄）された。

年度更新作業とは、ある年の司法試験の合格発表が終了し、翌年の司法試験の受験願書を受理する前の段階において、翌年の実施に備えるため、前年のデータのうち、一定の情報を個人情報ファイル（総務大臣へ保有通知を行っているもの）として体系的に検索できるようシステム内に備え付ける作業であり、同作業により一定の情

報以外はシステム内から消去（廃棄）される。

年度更新作業は、システムの運用保守業者が事務局からの指示に基づき実施しており、平成29年司法試験の年度更新作業実施日については、同年10月19日に、事務局と運用保守業者との間で同年11月13日に行うことが決定され、これを受け、運用保守業者において、予定どおり同日に年度更新作業が実施され、システム内で保有していた問別順位は消去（廃棄）された。

なお、年度更新作業時にシステム内から一定の情報以外を消去（廃棄）する取扱いは、司法試験論文式試験の各問ごとの調整後の得点（以下「問別得点」という。）の不開示決定（不存在）に対する異議申立事案（平成23年度（行個）答申第64号，同第65号）の際に釈明した取扱いから変更はない。

ウ 結論

以上のことから、問別順位については、文書保存期間（事務処理上必要な1年未満の期間）が経過したため、既に廃棄しており、保有していないことから、原処分をもって、開示しないこととした。

3 審査請求人の主張に対する反論について

(1) 審査請求の理由について

審査請求人は、「当該請求情報（不開示部分）はそもそも開示できないのと同じである。請求（不開示部分）をしたのは、各問別の点数及び順位である。」、「各問別の順位は既に廃棄していないとのことだが、各問別の点数は廃棄したとの記載はない。とすれば、各問別の点数はあるので、その点数にソートをかければ各問別の順位を出すことは可能である。よって、各問別の点数及び順位の開示をしていただきたく、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。」などと主張する。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

ア 問別得点の開示請求を受けていないこと

審査請求人の平成29年11月17日付け受付第100405号の保有個人情報開示請求書には、開示を請求する保有個人情報として「司法試験ファイルに記録されている別紙の記録項目」と記載され、同別紙には、開示を請求するファイル記録項目として年度を「平成29年」と指定し、司法試験ファイル記録項目のほか、保有個人情報開示請求書別紙下部余白部分に「平成29年度の私の短答式試験のマークシート」、「平成29年度の私の論文式科目別順位」と加筆して開示請求を行っており、各問別の点数については、そもそも開示請求を受けていない。

なお、審査請求人が記載した「平成29年度の私の論文式科目別順位」の請求趣旨について、事務局職員が審査請求人に請求の趣旨に

ついて確認したところ、請求趣旨は「問別順位」である旨を述べているが、同聴取時にも「問別点数」を開示請求する旨の趣旨は一切述べられていない。

イ 問別得点及び問別順位については開示することができないこと

問別順位については、既に廃棄して存在せず、問別得点についても前記2(2)イで述べたシステムの年度更新作業の際に、システム内から消去(廃棄)されている。

ただし、問別得点については、司法試験の検証等のため、平成25年司法試験からシステムの年度更新作業実施前までに、成績分析データとしてシステムから抽出して保有する取扱いとなったことから、審査請求人の述べるとおり保有している(成績分析データは1年未満保存として扱っており、保有開始から1年を経過しない適宜の時点において、同データから特定の個人を識別できる情報を削除の上、統計分析データとして5年間保存することとしている。)

そのため、審査請求人の述べるとおり、現時点においては個人が特定できる問別得点を保有していることから、問別順位を改めて作成することは可能である(問別順位そのものが入力されたデータは保有していない。)

しかし、問別得点及び問別順位については、以下(ア)ないし(ウ)のとおり、開示を実施すると司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法14条7号柱書き)情報であることから、そもそも開示を実施しない情報であり、問別得点を利用して改めて問別順位を作成することも予定していない。

(ア) 新たな法曹養成制度の理念の下で、受験者の能力を適切に判定することが困難となること

a 新たな法曹養成制度における司法試験の役割

司法制度改革により、平成17年12月1日に司法試験法が改正され、それまでの司法試験(以下「旧司法試験」という。)に代わる司法試験が平成18年から実施されることとなった。

旧司法試験においては、厳しい受験競争の下、受験者が受験技術の習得を優先し、受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っていることが問題視されていた。すなわち、旧司法試験の論文式試験の答案については、「表面的、画一的、金太郎飴的 answer」, 「同じような表現のマニュアル化した answer」, 「パターン化しており、それも同じ間違いをしている answer」, 「落ちない answer」等が多く、その結果、「受験者の能力判定が年々困難になってきている」, 「これ以上 answer の画一化が進むと、能

力判定そのものが大変困難になる」と指摘されるとともに、仮に、能力判定が可能であっても、「その結果生み出される法曹全体の質的な劣化というものは、極めて深刻なもの」であるとの指摘がされていたところである（司法制度改革審議会議事録等）。このような実情については、受験者が受験予備校を利用するなどして、論点ごとに整理された教材、あるいは過去の試験問題や想定問題についての解答例を集めた教材等を使用してその内容を覚えていくという勉強の仕方をしていることが主たる原因であると指摘されていた。

受験予備校等においては、受験者から論文式試験の再現答案を集め、上位者の再現答案を基に、高い評価を得る答案の共通点等を多数の受験者に示す受験指導を行っており、このことが前記問題状況に拍車を掛けていた。

他方で、21世紀の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法（原文ママ）及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請に応えることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められることとなった。

このような問題を踏まえ、司法制度改革においては、21世紀の司法を担うにふさわしい、質・量ともに豊かな法曹を確保するため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度へと大きな転換が図られ、その中核を担うものとして、法曹養成に特化した実践的な教育を行う法科大学院が新たに導入された。法科大学院では、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、その課程を修了した者のうち相当程度の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うこととされた（司法制度改革審議会意見書）。

すなわち、法科大学院においては、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及び弁論能力を含むその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこととされ（法科大学院の教育と司法試験等と

の連携等に関する法律（平成14年法律第139号）2条1号），設置基準等において，開設すべき授業科目や教員の配置数などが定められている上，定期的に第三者評価機関による評価を受けなければならないこととされている（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号），専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）等）。

司法試験は，このような法科大学院の在り方を前提として，受験資格が原則として法科大学院修了者に限定されることとなり（司法試験法4条1項），制度の枠組みが大幅に変えられた。司法試験は，裁判官，検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかを判定することを目的とし，法曹にふさわしい者を選抜する役割を有するとともに，法科大学院を中核とする法曹養成制度の一環として位置付けられ，法科大学院教育との有機的連携の下に行われることとなったものである（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律2条，司法試験法1条参照。）。

このように，新たな法曹養成制度の趣旨は，法曹にふさわしい知識・能力等の涵養を法科大学院課程を通じて行うことにあり，法科大学院生が法科大学院課程の履修に専念せず，これを軽視しおろそかにするような事態となれば，新たな法曹養成制度の意義が損なわれることとなるのみならず，法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度そのものが成り立たなくなる。司法試験は，法科大学院課程を履修した成果を測るものであり，司法試験の受験対策のみを目的とした指導や受験技術の習得は，およそ本末転倒と言うべきものであって，新たな法曹養成制度の理念に真っ向から反するものである。

b 司法試験受験対策における現状

しかしながら，その後においても，複数の大手の受験予備校や受験雑誌等による司法試験の受験指導が大々的に行われているところ，論文式試験については，様々な受験対策講座の開設や書籍の販売が行われ，そこでは「合格答案」を作成するための答案作成技術の指導が売り物にされ，受験者の再現答案がそのような受験指導の材料として利用されるなどしており，現状においても，旧司法試験の弊害とされていた，新たな法曹養成制度の理念に反する受験対策に傾斜しかねない情報が受験者の間に広く出回っている状況にある。

そして，受験予備校は，受験者に対し，金品を対価に再現答案

の提出を広く募り，成績通知の提出も求めた上，成績上位者の「再現答案」は当該受験者の科目別得点等と併せて書籍に掲載されるなどして利用されており，受験者本人のために拡充したはずの成績通知制度が，司法制度改革の理念に反するような学習姿勢を広めかねない受験情報として利用されている実態がある。

このような再現答案やその分析結果の利用は，どのような答案を書けば手っ取り早く高得点が取れるかという受験対策に活用され，法曹としての本質的な能力の涵養には無意味かつ有害であって，新たな法曹養成制度の理念に反するものである。

実際，採点を担当した考査委員による採点実感においても，このような現状に対する懸念が表明されており，「受験生が典型的論点に関する論述例の暗記に偏重するなどした勉強方法をとった結果，事案の特殊性を考慮して個別具体的な解決を模索するという法律実務家に求められる姿勢を十分に習得していないのではないかと懸念される」（平成22年刑事系科目第1問），「行政処分の違法性に関する法律論を組み立てる基本的な能力を試すために，大きく配点したが，行政法規にいう行政処分の「条件」の意味を誤解してつまずき，的外れな方向に論述を進めてしまう答案や，処分要件を十分検討しないまま行政裁量を援用し，論述が粗雑になる答案が目立った。また，設問2では，授益的行政処分の撤回という基本的な概念について，事案及び関係規定に即して論述できていない答案が予想外に多かった。いずれの設問に関しても，論点単位で論述の型を覚える学習の弊害が現われた結果のように感じられ，残念であった。」（平成26年公法系科目第2問），「論じる必要がないと考えられるにもかかわらず，これを論じているものが散見された。マニュアル的，パターンの準備してきたものをそのまま書くのではなく，なぜその点を論じる必要があるのかを事案に即して考えて論じていくべきである。」（平成27年公法系科目第1問），「事前に準備していた論証パターンを持ち出す答案が極めて多く見られ，設問に即した解答をする上で必要のない論述も散見された。また，事案を全体として把握し判断しようとする姿勢に欠けており，問題文に示されたストーリーの流れを無視して，個別の論点につきキーワードを安易に並べてつぎはぎをして論述した結果，自ら論理矛盾に陥り，結論の妥当性も十分に検証されていないといった「論点主義」の弊害が多く見られた。」（平成29年民事系科目第3問）などと述べられてい

る。

c 問別得点及び問別順位を開示することによって生じる支障

前記bのような司法試験受験対策の現状に照らせば、問別得点及び問別順位が開示されることとなれば、各問それぞれの解答に対する評価が明らかになるため、いわゆる受験予備校等の再現答案を利用した受験指導により一層拍車がかかることになることは明白である。

すなわち、問別得点及び問別順位が開示されることとなれば、再現答案に対する得点及び順位が明らかになることによって、その分析をもっともらしく行うことが容易となり、その分析が一層説得力があるもののように受け止められることは必至である。そうなれば、法科大学院の教員による法曹としての本質的な能力を涵養しようとする努力に耳を傾けず、再現答案とその分析等のいわゆる受験情報に重きを置く者が増加することとなり、法科大学院が受験指導を排し、理念に沿った教育を目指しているにもかかわらず、新たな法曹養成制度の一環としての司法試験の意義が没却され、その理念が著しく損なわれるとともに、受験者が各法分野について原理的、体系的に知識を習得する努力を怠り、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼし、柔軟な応用力を備えない者が合格点を得るなどといった事態を招くおそれもある。

(イ) 考査委員等が適正に職責を果たすことが困難になること

a 司法試験における採点の在り方等

司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定は、考査委員が行うこととされている（司法試験法15条1項）。考査委員は、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者から司法試験委員会の推薦に基づき任命されるものであり（同条2項）、考査委員の氏名、所属等は公表されている。

考査委員が合格者の判定を行うに当たっては、考査委員の合議によることとされ（同法8条）、具体的には、考査委員会議において行うこととされている（司法試験委員会令2条1項及び3項）。また、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は、考査委員会議を開いて定めることができるとされている（同条2項）。このように、考査委員が考査委員会議という合議体によって権限を行使することを求められているのは、合格者の判定のみであり、また、合議体によって決まることができるとされているのは、考査委員の権限事項に係る基本

方針その他統一的な取扱いのために必要な事項のみである。すなわち、考査委員の権限のうち、問題の作成及び採点については、法務大臣が各考査委員に対し個別に委任しているものであって、考査委員の合議によって決することはそもそも予定されていない。

そして、論文式試験の採点については、考査委員会議において、「司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」と題する書面記載の内容が申合せ事項とされ、公表されているが（平成29年11月16日司法試験考査委員会議申合せ事項）、これは各年共通の一般的なものであり、個別の出題に即したものではない。この申合せ事項以上の内容は考査委員会議において合意されておらず、個々の答案の具体的な採点は、各考査委員の裁量に委ねられている。それは、次のような論文式試験の意義や性格等によるものである。

すなわち、司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的」とし（司法試験法1条1項）、「受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適格に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。」とされている（同法3条4項）。正解が一義的に定められる必要のある短答式試験によっては、このような能力を試すことには自ずから限界があり、こうした観点からの能力の判定は、専ら論文式試験によって行うこととなる。

そのため、論文式試験は、正解が一義的に与えられ得るものではなく、前述のとおり、出題された事例について法的に解析した上で、論理的な思考に基づき、法令の解釈や適用を行い、それを論理的・説得的に構成・論述して表現することを求め、それを総合的に評価することにより、受験者の単なる知識の有無のみならず、法曹となるべき理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等を判定するものである必要がある。このような論文式試験の意義に沿った判定を可能とするためには、いわゆる論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委員の専門的知識、学識経験等に基づいた、独立した判断で柔軟な評価がなされなければならない。

他方、個々の考査委員が独立して採点する結果、得点にばらつきが出ることもあり得ることを前提とし、受験者間に不公平が

生じることを避けるため、上記申合せ事項においては、一通の答案を複数の考査委員によって採点し、かつ、偏差値による得点調整を行うことなどが定められている。

このように、論文式試験の採点において個々の考査委員に求められていることは、他の考査委員から独立して、自己の高度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立に、個々の答案を審査して評価を与えることであって、このことは、論文式試験の判定機能を適切に機能させ、司法試験がその役割を果たすために必要不可欠である。

b 採点に関する問合せ等の現状

ところで、事務局には、個々の受験者からの問合せが電話等で多数寄せられているところ、特に成績通知後には、論文式試験の採点結果に関する問合せが相次いでいる。そのほとんどは不合格者からのものであって、成績通知に記載された科目別得点が自らの認識と比べて低すぎるというものであり、中には、自己の再現答案に対する第三者の評価や他の者の再現答案との比較を根拠として、採点の過誤や不当性を主張するものもある。このような問合せに対しては、適正に事務処理を行っている旨説明しても納得を得にくく、これに対応した職員が長時間を割いて特段の対応を強いられている状況にある。

c 問別得点及び問別順位を開示することによって生じる支障

論文式試験の問別得点及び問別順位を開示することとなれば、受験予備校等の後押しによって、多数の受験者から大規模に問別得点等の開示請求が行われることとなるのは明らかであり、また、取り分け不合格者にとっては、開示された情報から何らかの理由を作出して採点の過誤を主張しようとするのが容易に予測されるところであり、開示請求の著しい増大とこれに伴う事務局への問合せ等の増加が見込まれる。

また、再現答案の内容と得点等との結びつきが現在よりも明確となるため、他の再現答案との比較によって、より具体的な根拠をもって、採点の不当性を主張することが可能となるため（例えば、「なぜAの答案がBの答案よりも点数が高いのか。採点がおかしいのではないか。」などといった問合せを多数招来すると見込まれる。）、問合せ等の増加と深刻化がより進むことが見込まれる。採点に不満を持つ者に対して、対応した職員が説明に十分な時間を割いたとしても、その納得を得られるような説明を行うことは極めて困難であって、司法試験事務の運営に支障が生じるおそれが極めて大きい。

このような場合、事務局における説明では対処できなくなり、
考査委員に対し、個別に答案や素点の再確認を求め、あるいは、
採点方針について説明を求める事態も生じ得る。また、事務局
において説明を尽くすことが困難であるため、考査委員に対し
て直接問合せ等がなされるおそれも高くなり、考査委員が採点
に不満を抱く者からの苦情・嫌がらせ等にさらされるおそれも
生じる。

過去には、司法試験に落ちた腹いせに、複数の法務省幹部が脅
迫されるなどした事件もある。考査委員は、氏名・所属を公表
されている上、特に研究者の委員については人数が限られてお
り、個人攻撃の対象となるおそれが極めて大きい。

前記 a でも述べたとおり、司法試験において、法律に関する理
論的かつ実践的な理解力、思考力等の判定を可能とするには、
論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委
員の学識経験等に基づいた独立した判断による柔軟な評価がな
される必要がある。そのため、論文式試験の個々の答案の具体
的な採点は、考査委員の裁量に委ねられており、個々の考査委
員に求められることは、他の考査委員から独立して、自己の高
度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立
に、個々の答案を審査することである。このような観点から答
案の審査が行われているため、個々の答案の具体的な採点につ
いて、事後的に、その全てを形式的、客観的に説明することは
容易ではない。

しかしながら、問別得点及び問別順位が後に開示されることと
なれば、後日の問合せ、非難、中傷、嫌がらせ等へのおそれや
煩わしさから、過度に硬直的な採点を行い、あるいは、他の考
査委員の採点に合わせるなどして、考査委員が答案に対して適
正な評価を与えることが困難となる。また、問合せ等に対して
画一的に回答できるよう、形式的な採点が可能な問題作成に陥
り、司法試験において求められる能力評価に適した良問の作成
が困難となるおそれもある。すなわち、問別得点及び問別順位
の開示によって、考査委員がその職責を適正に果たすことが困
難になり、司法試験事務の適正な遂行に支障が生じるおそれは
現実的かつ差し迫ったものである。

加えて、考査委員は、任期付きの非常勤職員で、本務の傍らで、
問題作成や採点といった多大な時間と労力を要する職務を行っ
ているところ、ただでさえその負担は非常に重い。考査委員を
更なる物理的・心理的負担にさらすこととなれば、優秀な研究

者や実務家から考査委員のなり手を探すことが困難となり、この点でも、司法試験事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすこととなる。

(ウ) 小括

以上のように、上記(ア)、(イ)で詳述したとおり、問別得点及び問別順位を開示することによって、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法14条7号柱書き)ことは明らかである。

この点、司法試験論文式試験の問別得点等の不開示決定に対する異議申立に係る過去の答申(平成23年度(行個)答申第100号、平成25年度(行個)答申第41号)においても、概要、「受験予備校による対価を支払ってまで広くなされる再現答案の収集、その利用の状況を踏まえると、本件対象保有個人情報を開示すれば、受験予備校が他の相当数の受験者に働き掛けて、同様の開示請求を行わせる蓋然性は極めて大きく、これに応じて開示することとなれば、再現答案に基づく分析であっても、問別素点又は問別得点を考慮した分析の方が現実に即したものであることは否定できないから、当該答案作成者の成績と併せて、好成績を得やすい答案作成の技法等を今までより一層それらしく説明することが可能となる。そして、受験回数が制限される新司法試験においては、このような受験予備校が提示する技法等を安易に受け入れる受験者が多くなり、上記のような法曹養成制度改革の一環としての新司法試験の意義が没却されるおそれや、受験予備校での受験技術に強く影響された画一的な答案が増加し、法曹となるべき資格の有無を適切に評価することが困難になるおそれが生ずる蓋然性が高まり、その結果、新司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあると言わざるを得ない。」、「これを開示することにより、再現答案の内容と点数の関係をより明確にすることになり、より具体的に採点の不当性を主張することが可能となるため、司法試験委員会及び考査委員への質問、照会、あるいは考査委員に対する中傷が増加し、考査委員及び事務局職員等がそれぞれ有する業務に支障が生じるおそれがあることが認められ、諮問庁の説明には不合理な点が認められず、首肯できる。」旨指摘がなされ、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、いずれの異議申立も棄却されてきたところである。

ウ その余の理由に対する反論

そのほか、審査請求人は、「平成29年10月末に開示請求をすると、まだ記録が請求先に届いていないため、開示できないとの連絡

を受けた。その後、問い合わせると、11月になってから請求するよう案内を受けたので、請求すると、文書を廃棄したため保有していないという部分開示の処分を受けた。」と主張するが、この点は、審査請求人の事実誤認である。

事実関係については、以下のとおりである。

審査請求人は、平成29年10月14日付けで法務大臣に対し、保有個人情報開示請求書を2通提出した。

1通は、同月16日付け受付第100229号の保有個人情報開示請求書で、開示を請求する保有個人情報として「旧司法試験第二次試験ファイルに記録されている別紙の記録項目」と記載され、同別紙には、開示を請求するファイル記録項目として年度を「平成15年度」と指定し、旧司法試験第二次試験ファイル記録項目のほか、保有個人情報開示請求書別紙下部余白部分に「平成15年度の私の短答式試験のマークシート」と加筆して開示請求を行っているものである。

この平成29年10月16日付け受付第100229号の開示請求については、平成15年度旧司法試験第二次試験ファイルは全部開示、同年度の旧司法試験第二次試験短答式試験答案は文書保存期間（事務処理上必要な1年未満の期間）が経過したため、既に廃棄しており、保有していないことから、保有個人情報の一部を開示をしない旨の決定を行った（平成29年11月1日付け法務省人試第224号）。

もう1通は、同年10月16日付け受付第100230号の保有個人情報開示請求書で、開示を請求する保有個人情報として「司法試験ファイルに記録されている別紙の記録項目」と記載され、同別紙には、開示を請求するファイル記録項目として年度を「平成29年」と指定し、司法試験ファイル記録項目のほか、保有個人情報開示請求書別紙下部余白部分に「平成29年度の私の短答式試験のマークシート」、「平成29年度の私の論文式科目別順位」と加筆して開示請求を行っているものである。

この同日付け受付第100230号の開示請求については、受付日時点では、請求文書である平成29年司法試験ファイルが存在していなかったため、法務省大臣官房秘書課個人情報保護係の職員が、請求日現在平成29年司法試験ファイルが存在していない旨を伝達したところ、審査請求人が開示請求を取り下げの旨を述べたことから、同月19日付けで、同係から審査請求人に対し、保有個人情報開示請求書を返戻した。

なお、審査請求人が述べるような「まだ記録が請求先に届いていな

い為、開示できない」、「11月になってから請求するよう」という事項を審査請求人に伝達した記録はなく、また、審査請求人に限らず、処分庁に対して司法試験に関する開示請求の一般的な問合せがあった際に述べ得ることとしては、飽くまでも司法試験ファイルを対象とし、「司法試験ファイルについては、例年11月以降に作成されるため、司法試験ファイルの開示を求めるのであれば、11月以降に請求を行っていただきたい」旨を述べるにとどまるのであって、問別得点及び問別順位については、前記(2)イで述べたとおり、司法試験ファイルとはその性質を異にするものであることから、審査請求人に対し、問別得点及び問別順位が開示され得ることを前提とした事項を処分庁が述べることはない。

従って、審査請求人の主張には事実誤認がある。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも本件決定を取り消す理由とはなり得ないため、本件決定は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------------|
| ① | 平成30年4月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月5日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年7月17日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月10日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審議 |
| ⑥ | 同年11月5日 | 審議 |
| ⑦ | 同月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成29年司法試験の論文式試験における審査請求人の問別順位であり、処分庁は、既に廃棄しており、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 平成29年司法試験論文式試験における問別順位については、平成

29年9月11日（司法試験及落判定会議及び司法試験委員会開催日）にシステムを用いて作成された。問別順位は、司法試験受験者に送付する司法試験論文式試験の成績通知書を作成するために使用するものであり、司法試験受験者の論文式試験の問別得点に応じて問別順位が受験者毎に付与され、問別順位に基づき問別順位ランクが決定されるので、問別順位ランクを成績通知書に記載して司法試験受験者に通知している。問別の成績として司法試験受験者に通知するのは問別順位ランクのみであり、問別得点及び問別順位そのものを通知することはない。

イ 問別順位は、上記のとおりシステムを用いて作成されたが、平成29年司法試験ファイルの記録項目として保存する情報には含まれず、成績通知書の作成によって利用目的を達成しており、保存する必要がなくなったことから、平成29年11月13日にシステムの年度更新作業を実施した際、システム内から消去（廃棄）された。したがって、法務省において、平成29年司法試験論文式試験における問別順位を保有していない。

ウ なお、問別得点については、司法試験の検証等のため、平成25年司法試験から成績分析データとしてシステムから抽出して保有する取扱いをしており、平成29年司法試験の論文式試験の問別得点についても、年度更新作業前にシステムから抽出して成績分析データとして保有している。同成績分析データには、問別得点の外に受験者を特定することができる情報も含まれていることから、問別順位を改めて作成することは可能である。しかしながら、同成績分析データは、問別順位そのものが入力されたデータではなく、司法試験が適正に実施されたか検証できるようにするために作成したものであって、司法試験受験者の順位付けを行うために作成したものではなく、また、順位付けに利用するため保有するものでもないから、本件対象保有個人情報には該当しないと考える。

（2）以下、検討する。

ア 平成29年司法試験論文式試験における問別順位について、成績通知書の作成に使用するため平成29年9月11日にシステムを用いて作成されたが、利用目的を達成したことから、年度更新作業の実施によりシステム内から消去（廃棄）されたとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 他方、諮問庁が上記（1）ウで説明する平成29年司法試験の成績分析データについて、諮問庁から提示を受けて当審査会において確認したところ、表計算ファイルであり、問別順位は記録されていないも

のの、審査請求人を含む平成29年司法試験の全受験者の「受験者ID」とともに論文式試験の問別得点が記録されており、これにより問別順位を作成することは可能と認められた。

しかしながら、上記成績分析データは、司法試験が適正に実施されたか検証できるようにするために作成したものであって、司法試験受験者の順位付けに利用するために作成、保有するものではない旨の上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないので、上記成績分析データが本件対象保有個人情報に該当するとは認められない。

ウ したがって、法務省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 付言

原処分に至る経緯をみると、審査請求人は、平成29年10月16日付け処分庁受付文書により、平成29年司法試験ファイルの記録項目とともに本件対象保有個人情報の開示請求（以下「先行開示請求」という。）を行い、処分庁からの連絡を受けてこれをいったん取り下げた後、同年11月17日付け処分庁受付文書により、再度開示請求（本件開示請求）を行い、これに対し、処分庁は、平成29年司法試験ファイルの記録項目につき全部開示する一方、本件対象保有個人情報につき不存在により不開示とする原処分を行ったことが認められる。

諮問庁の前記説明からすると、先行開示請求の時点ではシステム内に本件対象保有個人情報を保有していたこと、また、本件対象保有個人情報は平成29年司法試験ファイルが作成される年度更新作業時にシステム内から消去されるので、同ファイル作成後に本件対象保有個人情報の開示を受けることは物理的に不可能となることが認められる。そして、これらの事情を審査請求人が知っていれば、先行開示請求を全て取り下げることはおよそ考え難い。

そうすると、先行開示請求の際の処分庁の連絡内容について審査請求人と処分庁の間に争いはあるものの、処分庁が審査請求人に対して上記事情を何ら説明しなかったため、審査請求人が先行開示請求を全て取り下げたことは明らかであり、このような処分庁の対応は、本件対象保有個人情報に対する開示請求を不可能にさせるものであって、不適切といわざるを得ない。

処分庁においては、今後の開示請求に対し、適切に対応されたい。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報）

平成29年司法試験受験者氏名「特定受験者」（試験地「特定試験地」，
受験番号「特定受験番号」）の論文式試験における各問別の順位